

3. 土壤汚染調査事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 法第3条調査の契機

法第3条調査の調査義務発生の契機となる、有害物質使用特定施設の廃止において、施設の種別に見ると、表4(平成22年度)及び表5(累計)に示すとおりである。

法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設は、平成22年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。累計では、「電気めっき施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。

法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は、平成22年度において、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に係る洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号(1～71の4に相当する施設)を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表4 法第3条調査に関する有害物質使用特定施設(平成22年度)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう 19、ニ	4	0
	染色施設 19、ト	6	3
木材薬品処理業	薬液浸透施設 22、ロ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	2	2
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	3	0
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設 24、ニ	0	1
無機顔料製造業	ろ過施設 26、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 26、ホ	0	1
前2号(25、26に相当する施設 ^{注1})に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	1	4
	遠心分離機 27、ロ	2	1
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	1	4
合成樹脂製造業	水洗施設 33、ロ	0	1
前6号(31～36に相当する施設 ^{注1})に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設 37、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 37、タ	0	1
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^{注1})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	1	7
	ろ過施設 46、ロ	1	5
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	1	5
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	0	2
	分離施設 47、ハ	0	1
	混合施設 47、ニ	0	2
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	0	1
農薬製造業	混合施設 49	1	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	0
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	0	2
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	9	19
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	1	2
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破碎施設 58、イ	1	1
非鉄金属製造業	廃ガス洗浄施設 62、ホ	1	4
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	5	4
	電解式洗浄施設 63、ロ	1	3
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	15	28
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	69	192
電気めつき	電気めつき施設 66	47	152
洗たく業	洗浄施設 67	21	69
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	1	1
病院	ちゆう房施設 68の2、イ	2	1
	洗浄施設 68の2、ロ	4	4
	入浴施設 68の2、ハ	2	0
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	45	108
	焼入れ施設 71の2、ロ	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	0	1
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	0	1
前各号(1～71の4に相当する施設 ^{注1})を除く	洗浄施設 71の5	27	116
	蒸留施設 71の6	7	14
前2号(72 尿処理施設、73 下水道終末処理施設)を除く	排水処理施設 74	1	7
合計		285	774

注)1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表5 法第3条調査に関する有害物質使用特定施設(累計)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	原料浸せき施設 19、ハ	1	0
	精練機及び精練そう 19、ニ	9	1
	シルケット機 19、ホ	2	1
	漂白機及び漂白そう 19、ヘ	4	1
	染色施設 19、ト	42	25
	薬液浸透施設 19、チ	4	6
	のり抜き施設 19、リ	1	0
木材薬品処理業	薬液浸透施設 22、ロ	3	0
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	原料浸せき施設 23、イ	1	0
	抄紙施設 23、チ	1	0
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	6	9
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	6	5
化学肥料製造業	廃ガス洗浄施設 24、ニ	0	6
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	塩水精製施設 25、イ	0	1
	電解施設 25、ロ	0	1
無機顔料製造業	洗浄施設 26、イ	3	4
	ろ過施設 26、ロ	3	5
	廃ガス洗浄施設 26、ホ	3	16
前2号(25、26に相当する施設 ^{注1})に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	4	18
	遠心分離機 27、ロ	2	13
	反応施設 27、ヘ	0	1
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	4	39
	湿式集じん施設 27、ル	0	6
メタン誘導品製造業	蒸りゆう施設 31、イ	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業	ろ過施設 32、イ	0	2
	遠心分離機 32、ハ	0	2
	廃ガス洗浄施設 32、ニ	0	1
合成樹脂製造業	縮合反応施設 33、イ	0	1
	水洗施設 33、ロ	1	3
	静置分離器 33、ニ	2	2
	廃ガス洗浄施設 33、リ	0	1
有機ゴム薬品製造業	分離施設 35、ロ	0	1
	廃ガス洗浄施設 35、ハ	0	1
合成洗剤製造業	湿式集じん施設 36、ハ	0	1
前6号(31～36に相当する施設 ^{注1})に掲げる事業以外の石油化学工業	洗浄施設 37、イ	2	15
	分離施設 37、ロ	4	19
	ろ過施設 37、ハ	0	1
	急冷施設及び蒸りゆう施設 37、ニ	0	3
	蒸りゆう施設 37、ホ	2	2
	廃ガス洗浄施設 37、タ	3	10

(続き)

(重複回答有)

有害物質使用特定施設		法第3条調査が適用された有害物質使用特定施設	一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号		
香料製造業	洗浄施設 41、イ	1	0
	抽出施設 41、ロ	1	0
写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設 43	1	2
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^{注1})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	3	20
	ろ過施設 46、ロ	6	34
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	4	34
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	1	16
	分離施設 47、ハ	1	25
	混合施設 47、ニ	1	11
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	2	20
農業製造業	混合施設 49	1	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	2
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	1	21
皮革製造業	洗浄施設 52、イ	2	0
	石灰づけ施設 52、ロ	1	0
	タンニンづけ施設 52、ハ	1	0
	クロム浴施設 52、ニ	26	0
	染色施設 52、ホ	2	0
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	41	182
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	7	27
窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設 58、イ	6	17
	水洗式分別施設 58、ロ	1	1
	酸処理施設 58、ハ	1	1
	脱水施設 58、ニ	0	2
鉄鋼業	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	3
非鉄金属製造業	還元そう 62、イ	0	2
	電解施設 62、ロ	0	5
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	7	28
	湿式集じん施設 62、ヘ	1	2
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	19	32
	電解式洗浄施設 63、ロ	3	10
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	2	8
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	71	229
酸又はアルカリによる表面処理	表面処理施設 65	350	1,490
電気めつき	電気めつき施設 66	355	1,197
洗たく業	洗浄施設 67	310	563
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	5	6
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	10	6
	洗浄施設 68の2、ロ	33	34
	入浴施設 68の2、ハ	9	5
自動式車両洗浄	自動式車両洗浄施設 71	0	1
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	317	819
	焼入れ施設 71の2、ロ	2	1
一般廃棄物処理	焼却施設 71の3	1	0
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	2	8
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	0	9
前各号(1～71の4に相当する施設 ^{注1})を除く	洗浄施設 71の5	245	1,316
	蒸留施設 71の6	24	151
し尿処理	し尿処理施設 72	0	1
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水処理施設 74	11	35
合計		2,002	6,600

注)1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

2) 使用されていた特定有害物質

廃止された有害物質使用特定施設において、使用されていた特定有害物質は表6に示すとおりである。使用されていた特定有害物質は、「六価クロム化合物」、「シアン化合物」、「ふっ素及びその化合物」の順に多かった。

表6 使用されていた特定有害物質(平成22年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び号番号、記号)	施設数 (累計)	VOC(第一種)											重金屬等(第二種)										農薬等(第三種)					合計(個入数)			
		四塩化炭素	一・二 ジクロロエタン	一・一 ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	トランス 一・二 ジクロロエチレン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物				
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	精練機及び精練そう 19、二	4	1											4															4		
	染色施設 19、ト	6	2										6																6		
木材薬品処理業	薬液透過施設 22、ロ	1	0								1																	1			
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	2	1						1	1																		2			
	自動式感光露付印刷現像洗浄施設 23の2、ロ	3	1									1	1	2	1		1					1				1		8			
前2号(25、26に相当する施設 ^{注1)})に掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	1	0										1	1			1	1			1	1						6			
	遠心分離機 27、ロ	2	1									1	1	2	1		1									1		7			
第2号から前号(28~45に相当する施設 ^{注1)})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	1	0											1														1			
	水洗施設 46、イ	1	0										1	1			1	1			1	1						6			
第2号から前号(28~45に相当する施設 ^{注1)})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	ろ過施設 46、ロ	1	0									1	1	1	1		1									1		6			
	廃ガス洗浄施設 46、二	1	0									1	1	1	1		1								1		6				
農業製造業	混合施設 49	1	0												1		1	1					1	1	1	1	1	7			
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設 50	1	0										1	1	1													3			
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	9	3		1	1			2	1		1	1	2			2	5	2	6	5							29			
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	1	0						1				1								1							3			
薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設 58、イ	1	0																			1						1			
非鉄金属製造業	廃ガス洗浄施設 62、ホ	1	0																		1	1						2			
金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	5	2									2	3	5			2											12			
	電解式洗浄施設 63、ロ	1	0										1	1							1	1						5			
酸又はアルカリによる表面処理	廃ガス洗浄施設 63、ホ	15	5				1	2	1	1	1	2	11	8			12	1	8	6								53			
	表面処理施設 65	69	24	3	2	3	4	2	6	7	8	2	11	3	6	34	25	3	1	3	29	4	47	30	1	1	1	4	1	241	
電気めつき	電気めつき施設 66	47	16	3	3	4	4	3	6	4	6	3	10	3	4	31	36	2	2	5	23	3	20	32	2	2	2	3	2	218	
洗たく業	洗浄施設 67	21	7		1	1			1	16				3														27			
写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設 68	1	0													1							1					2			
病院	ちゅう房施設 68の2、イ	2	1									1		1	1		1											4			
	洗浄施設 68の2、ロ	4	1								1	1	1	3	2		1	2	1				1					14			
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に 関する研究、試験、検査又は専門教育を行う 事業場	入浴施設 68の2、ハ	2	1											1	1		1											4			
	洗浄施設 71の2、イ	45	16	15	16	13	13	11	17	14	11	10	15	17	22	34	28	28	12	19	25	22	24	22	7	7	9	11	429		
前各号(1~71の4に相当する施設 ^{注1)})を除く	焼入れ施設 71の2、ロ	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21			
	洗浄施設 71の5	27	9			1	2		11	8	5		10		1	7	2			1	5	1	6	5				65			
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	蒸留施設 71の6	7	2				1		4	5	2		3		1													16			
	排水処理施設 74	1	0										1		1	1	1	1			1	1	1			1		9			
合計		285	100	22	22	24	27	17	53	59	34	16	57	31	41	41	146	123	45	16	34	114	37	122	109	11	11	11	21	15	1,218

注1 1~71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3) 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設

法第3条に規定する有害物質使用特定施設の廃止のうち、調査が一時的免除となった特定施設の特定有害物質別の件数は、以下に示すとおりである。なお、表7は平成22年度に一時的免除が確認された事例を、表8は法施行日(平成15年2月15日)以降に確認された事例の累計を示している。

調査が一時的免除となった施設は、平成22年度においては、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」、「前各号(1～71の4に相当する施設)を除く洗浄施設」の順に多かった。累計では、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「前各号(1～71の4に相当する施設)を除く洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

表 7 法第3条調査が一時的免除となった有害物質使用特定施設(平成22年度)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名及び番号、記号)	施設数	VOC(第一種)										重金属等(第二種)								農業等(第三種)					合計(延べ数)					
		四塩化炭素	一・二 ジクロロエタン	一・一 ジクロロエチレン	一・一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロパン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ		チウラム	ポリ塩化ビフェニル(P.C.B.)	有機りん化合物		
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	染色施設 19、ト	3	0.4									2								1								3		
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	自動式フィルム現像 洗浄施設 23の2、イ	2	0.3																		2							2		
化学肥料製造業	塵ガス洗浄施設 24、ニ	1	0.1																	1								1		
無機顔料製造業	ろ過施設 26、ロ	1	0.1																	1	1							2		
	塵ガス洗浄施設 26、ホ	1	0.1																	1	1							2		
前2号(25、26に相当する施設 ^{注)})に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	ろ過施設 27、イ	4	0.5							1		2	2				1	1		1	1							9		
	遠心分離機 27、ロ	1	0.1											1					1	1								3		
	塵ガス洗浄施設 27、ヌ	4	0.5									2	1							1								4		
合成樹脂製造業	水洗施設 33、ロ	1	0.1															1										1		
前6号(31～36に相当する施設 ^{注)})に掲げる事業以外の石油化学工業	分離施設 37、ロ	1	0.1	1					1																			2		
	塵ガス洗浄施設 37、タ	1	0.1	1					1																			2		
第28号から前号(28～45に相当する施設 ^{注)})までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	水洗施設 46、イ	7	0.9				3	1		1		1	3			1	1		2	1								14		
	ろ過施設 46、ロ	5	0.6				2					2					1											5		
	塵ガス洗浄施設 46、ニ	5	0.6				2					3																5		
医薬品製造業	ろ過施設 47、ロ	2	0.3				1					1	1							1								4		
	分離施設 47、ハ	1	0.1				1																					1		
	混合施設 47、ニ	2	0.3				1							1														2		
	塵ガス洗浄施設 47、ホ	1	0.1	1			1				1																	3		
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	直接加硫施設 51の2	2	0.3															1						2				3		
ガラス又はガラス製品の製造業	研磨洗浄施設 53、イ	19	2.5				1			2		1				1	14	4	10	11								44		
	塵ガス洗浄施設 53、ロ	2	0.3																	2								2		
窯業原料(うわ窯原料を含む。)の精製業	水洗式破砕施設 58、イ	1	0.1																	1								1		
非鉄金属製造業	塵ガス洗浄施設 62、ホ	4	0.5								1							1	2	1								5		
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	焼入れ施設 63、イ	4	0.5							2								1	1	1								5		
	電解式洗浄施設 63、ロ	3	0.4							1		2								1								4		
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	1	0.1									1																1		
塵ガス洗浄施設 63、ホ		28	3.6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	11	5	1	1	7	1	19	6	1	1	1	1	1	71		
	表面処理施設 65	192	24.8	1	1	1	2	1	10	2	3	1	10	1	4	49	26	2	4	25	7	124	50					324		
電気めつき	電気めつき施設 66	152	19.6				3	2	2	6	1	1	66	65	1	5	33	1	35	52								273		
洗たく業	洗浄施設 67	69	8.9			1	1		3	57	7	1	1	1	2	2	1		1	4	1				1			84		
写真現像業	自動式フィルム現像 洗浄施設 68	1	0.1									1	1					1		1	1							6		
	ちゆう房施設 68の2、イ	1	0.1				1					1	1															3		
病院	洗浄施設 68の2、ロ	4	0.5				2				1	2	4	2			2	1										14		
	自動式車両洗浄施設 71	1	0.1	1							1				1													3		
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	洗浄施設 71の2、イ	108	14.0	28	21	14	16	13	33	19	16	14	20	35	39	46	57	48	7	32	51	42	59	44	8	6	6	10	10	694
	産業廃棄物処理施設(廃掃法15条1項) 71の4、イ	1	0.1													1												1		
産業廃棄物処理施設(廃掃法15条2項) 71の4、ロ	1	0.1																								1		1		
前各号(1～71の4に相当する施設 ^{注)})を除く	洗浄施設 71の5	116	15.0	1	1	2	3	1	57	13	3	1	48	1	1	5	6	1	1	4	1	7	1	1	1	1	1	1	163	
	蒸留施設 71の6	14	1.8	1	1	1	1	1	6	3	2	1	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	40		
前2号(72し尿処理施設、73下水道終末処理施設)を除く	排水処理施設 74	7	0.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	1	3	1	6	3	1	1	1	1	1	36	
合計		774	100	34	29	21	25	18	122	105	38	19	103	45	56	197	180	62	7	48	150	62	280	178	12	10	12	16	14	1,843

注) 1～71の4に相当する施設は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる、平成 22 年度における法第4条第1項に基づく形質変更届出件数は 10,815 件であり、法第4条第2項の調査命令の発出された件数は 270 件であった。

面積別の形質変更届出件数及び調査命令件数をみると、表9に示すとおりである。

形質変更届出件数においては、「3,000m²以上 5,000m²未滿」、「7,000m²以上 10,000m²未滿」、「15,000m²以上 30,000m²未滿」の順に多かった。調査命令件数では、「3,000m²未滿」、「3,000m²以上 5,000m²未滿」、「7,000m²以上 10,000m²未滿」の順に多かった。

また、形質変更届出の平均面積は 68,590 m²、最大面積は 95,511,568 m²であった。調査命令の平均面積は 18,299 m²、最大面積は 2,651,000 m²であった。

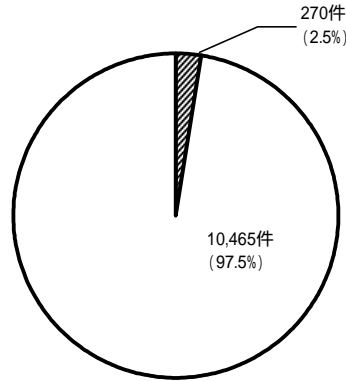
調査命令が発出された件数と発出されなかった件数は、図 12 に示すとおりである。調査命令が発出されなかった件数 10,465 件(97.5%)に対し、調査命令が発出された件数は 270 件(2.5%)であった。

表 9 面積別の形質変更届出件数及び調査命令件数

面積(m ²)	形質変更届出件数	調査命令件数
0 S < 3,000	327	108
3,000 S < 5,000	2,390	41
5,000 S < 7,000	1,573	22
7,000 S < 10,000	1,664	27
10,000 S < 15,000	1,276	17
15,000 S < 30,000	1,581	21
30,000 S < 50,000	671	11
50,000 S < 100,000	530	1
100,000m ² 以上	781	2
小計	10,793	250
不明	22	20
回答事例数	10,815	270
平均面積(m ²)	68,590	18,299
中央面積(中央値)(m ²)	8,946	3,868
最大面積(m ²)	95,511,568	2,651,000
合計面積(m ²)	740,286,945	4,574,868

3,000 m²未滿の面積における形質変更の届出理由例

工事計画全体では 3,000 m²以上であるが、用地取得等に伴い敷地の一部に工期のずれが生じた。これより、着工する敷地から形質変更の届出を提出するため、届出面積は 3,000 m²未滿となった。



■調査命令が発出 □調査命令は発出されず

注)形質変更届出件数 10,815 件のうち、調査命令発出手続中あるいは検討中の件数「80 件」は含まれない。

図 12 形質変更の届出件数と調査命令件数

3.1.3 法第5条に基づく調査

法第5条調査の調査義務となる、調査命令の発出の契機は表 10 に示すとおりである。平成 22 年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出はなかった。

表 10 法第5条調査命令の発出の契機

(件数:複数回答有)

	調査結果報告件数		不適合事例		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計	H22	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域の調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例、要綱に基づく土壌調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌調査	0	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
その他	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
回答事例数	0	(5)	0	(3)	0	(1)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注1) 各小計は該当分類での事例数を示す。

注2) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

3.1.4 調査の省略を行った事例

法第3条、法第4条、法第5条に基づく土壌汚染状況調査において、法施行規則第11条に基づき調査を省略した段階別件数は、表11に示すとおりである。

表11 調査を省略した段階別件数(平成22年度)

(複数回答有)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	合計
特定有害物質の種類を選定を省略	1	5	0	6
おそれの区分の分類を省略	1	4	0	5
試料採取等を行う区画を選定を省略	0	4	0	4
試料採取等の実施を省略	9	17	0	26
うち土壌ガス調査又は地下水調査	1	0	0	1
うち土壌ガスが検出された場合のボーリング調査	5	2	0	7
うち30m格子内の汚染範囲確定のための追加的試料採取	2	5	0	7
合計	11	30	0	41
調査結果報告件数合計	204	226	0	430

3.1.5 法第 14 条に基づく指定の申請

法第 14 条に基づく指定の申請が行われた理由を表 12 に示す。「自主調査により汚染が確認されたため」、「法第 4 条第 2 項に該当することが見込まれたため」、「法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため」の順に多かった。

表 12 法第 14 条申請を行った理由

(重複有)

法第14条申請を行った理由	件数	事例
自主調査により汚染が確認されたため	31	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査の結果、土壌もしくは地下水の汚染が確認されたため。 ・申請者が自主調査結果に基づき区域の指定を希望したため。 ・汚染された土地を改変しようとしたため。 ・既存施設を取り壊し、施設を新設するため。
法第 4 条 2 項に該当することが見込まれたため	16	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 4 条 2 項の調査命令発出による土地改変等工事のスケジュールへの影響を抑えるため。
法の管理下に置くことにより適正管理・汚染拡散防止を図るため	11	<ul style="list-style-type: none"> ・指定解除の際に除去された旨の公的な確認を得るため。 ・同敷地内の法対象の土地と法対象外(かつ条例対象)の土地と一括管理するため。 ・情報公開し、対策を確実に行う必要があったため。 ・法対象外ではあるが汚染が確認された土地について、適正管理・汚染拡散防止のため。
土地改変等開発行為の促進・円滑化のため	11	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の早期着手のため。 ・開発工事等の工期への影響を抑えるため。
不動産取引の円滑化を図るため	9	<ul style="list-style-type: none"> ・土地売却に際し、汚染状況を示す必要があったため。 ・指示措置に従い、土地の有効利用を図るため。 ・工場跡地を売却するため。 ・土地の売買時の買主側の希望により。 ・事業所の所有者変更時に調査し、汚染が判明したため。
敷地内/隣接地の汚染土壌の持ち込み・処理のため	9	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する要措置区域等から汚染土壌を持ち込み、保管や不溶化処理等を行うため。 ・同一敷地内で汚染土壌を移動させ、処理を行うため。 ・汚染土壌の運搬通路および汚染土壌置場となる土地があるため。
不明	6	
	89	

3.1.6 過去に調査が行われていた土地での調査事例

平成 22 年度に報告があった法に基づく調査のうち、過去に調査が行われていた調査件数は表 13 のとおりである。

調査義務が発生した法第3条調査のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は6件、法施行前に調査が実施された件数は2件であった。調査命令の発出された法第4条調査のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は12件、法施行前に調査が実施された件数は18件であった。法第14条に基づく申請のうち、法改正以前に法第3条調査が実施された件数は4件、法施行前に調査が実施された件数は6件であった。

表 13 過去に調査が行われていた土地での調査件数(平成 22 年度)

	法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	合計
土壤汚染対策法が改正される前(平成15年2月15日から平成22年3月31日)に法第3条調査を実施していた件数	6	12	0	4	22
土壤汚染対策法の施行前(平成15年2月14日以前)に調査を実施していた件数	2	18	0	6	26

過去に行われた調査と平成 22 年度に行われた調査の関係について(例)

法が改正される前(平成 15 年 2 月 15 日から平成 22 年 3 月 31 日)に法第 3 条調査を実施していた事例

- 有害物質使用特定施設の廃止に伴って、過去に旧法第 3 条に基づく調査を実施したことがある。今回、同一の敷地内で形質変更の届出があり、有害物質使用の履歴から調査命令を発出し、調査を行なった。
- 法の施行前(平成 15 年 2 月 14 日以前)に調査を実施していた件数
- 土地の所有者が区画整理事業に伴い、自主的に実施したものが報告されていた。また、調査結果では、汚染が確認されていた。その調査結果と新たに実施された自主的な調査結果について、法第 14 条に基づく指定の申請が行われた。
 - 事業者が自主的に自社の事業所を調査した結果が報告されていた。その結果では、汚染が確認されており、今回同一の敷地内で形質変更の届出があったことから、法第 4 条第 2 項に基づく調査命令を発出し、調査を実施した。

3.1.7 調査対象物質・調査方法

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壌汚染状況調査事例(平成22年度519件、累計2,006件)において、調査対象物質及び調査内容をみると、表14及び表15のとおりである。

調査対象物質は、VOCでは「トリクロロエチレン」、「1,1-ジクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。また農薬等では、「ポリ塩化ビフェニル」、「有機りん化合物」、「チウラム」の順に多かった。

調査方法は、VOCでは土壌ガス調査が259件、土壌溶出量調査が258件、重金属等では土壌溶出量調査が403件、土壌含有量調査が404件、農薬等では土壌溶出量調査が116件であった。

表14 調査対象物質

(複数回答有)

	VOC(第一種)										重金属等(第二種)								農薬等(第三種)							
	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	39	36	80	80	31	59	64	53	33	86	47	48	108	96	52	19	42	89	45	101	88	20	20	20	28	24
法第4条調査	68	67	85	84	53	75	70	67	58	84	107	84	107	93	94	30	69	150	107	121	87	26	25	27	55	31
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条調査	53	52	57	57	49	55	57	55	52	58	61	51	54	55	55	47	52	76	69	72	53	27	27	29	44	30
平成22年度	160	155	222	221	133	189	191	175	143	228	215	183	269	244	201	96	163	315	221	294	228	73	72	76	127	85
累計	(301)	(279)	(729)	(714)	(219)	(453)	(591)	(306)	(241)	(736)	(365)	(358)	(829)	(643)	(378)	(137)	(293)	(666)	(386)	(654)	(652)	(141)	(142)	(143)	(201)	(164)

注1) 法第3条(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地)調査による対象物質である。

注2) 法第4条(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合)調査による対象物質である。

注3) 法第5条(土壌汚染による健康被害が生ずる恐れがある土地)調査により追加された地歴調査の対象物質である。

注4) 法第14条第3項に合致したのみである。

注5) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの件数である。

表15 調査方法

(複数回答有)

特定有害物質の種別	調査方法	件数	
		22年度	累計
VOC(第一種)	土壌ガス調査	259	(800)
	土壌溶出量調査	258	(524)
重金属等(第二種)	土壌溶出量調査	403	(1155)
	土壌含有量調査	404	(1228)
農薬等(第三種)	土壌溶出量調査	116	(213)

注1) ()内の数字は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成22年度末までの累計件数である。

注2) 調査を省略した事例は除く

3.1.8 業種区分

法第3条、法第4条、法第5条及び法第14条に基づく土壤汚染状況調査の対象となった業種を、調査対象物質でみると表16のとおりである。調査対象となった業種は、「金属製品製造業」、「輸送用機械器具製造業」、「地方公務」の順に多かった。

表16 業種区分別の調査結果報告件数及び調査対象物質(平成22年度)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類記号・分類番号)	調査結果報告件数 (H22)	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					合計 (延べ数)			
		四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物				
D 建設業	5	1.0	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	2	3	2	2	2	2	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	45
総合工事業 (6)	5	1.0	2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	3	2	3	2	2	2	2	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	45	
E 製造業	194	37.3	42	42	72	71	32	62	52	60	37	76	56	41	89	78	46	19	35	96	49	107	82	12	12	15	32	15	1,330		
食料品製造業 (9)	2	0.4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	47		
飲料・たばこ・飼料製造業 (10)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25		
繊維工業 (11)	7	1.3		4	4		1	3	3	4	1		5	1				2		2	1				1				32		
木材・木製品製造業(家具を除く) (12)	1	0.2					1																						1		
パルプ・紙・紙加工品製造業 (14)	1	0.2						1																					1		
印刷・同関連業 (15)	4	0.8									1	1	1	2	1				3			1							10		
化学工業 (16)	17	3.3	2	4	3	3		4	1	1	2	5	2	5	6	7	2	1	5	7	9	5	1	1	1	2	1		80		
石油製品・石炭製品製造業 (17)	7	1.3	2	1	1	1		1	1	1		1	6	1		1	2			5	2	3	1				4		34		
プラスチック製品製造業(別掲を除く) (18)	2	0.4												1	1				1	2		1	1						7		
ゴム製品製造業 (19)	3	0.6	1		1	1		1	1	1		1	1						1	2	1					1			13		
なめし革・同製品・毛皮製造業 (20)	1	0.2													1														1		
窯業・土石製品製造業 (21)	13	2.5	1	1	2	2	1	2	1	2	1	2	1	2	7				1	4	3	6	6						45		
鉄鋼業 (22)	7	1.3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3	4	2	4	5	3	1	2	4	2	5	5	2	2	2	3	2	74		
非鉄金属製造業 (23)	2	0.4												1						1	1								3		
金属製品製造業 (24)	54	10.4	10	10	20	19	9	17	15	13	11	22	11	11	33	34	8	4	10	22	8	30	29	3	3	3	6	3	364		
はん用機械器具製造業 (25)	2	0.4						1						1							1	1							4		
生産用機械器具製造業 (26)	1	0.2																			1								1		
業務用機械器具製造業 (27)	5	1.0			1	1		1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	4	3	3	3						27		
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (28)	10	1.9	1	2	3	3	1	3	1	4	2	4	2	1	3	3	1			6	2	9	4						55		
電気機械器具製造業 (29)	15	2.9	5	5	10	10	5	7	8	8	5	11	5	7	6	5	6	4	5	8	6	11	8	3	3	3	5	3	162		
情報通信機械器具製造業 (30)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	3	2	1	1	1	1	1	47		
輸送用機械器具製造業 (31)	25	4.8	6	5	11	11	4	9	8	12	5	11	7	5	10	9	6	1	5	16	8	16	10				4		179		
その他の製造業 (32)	11	2.1	6	6	8	8	5	6	6	7	5	8	6	2	5	5	7	3	2	7	2	3	2			2	4	3	118		

(続き)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類 の分類項目及び分類記号・分類番号)	調査結果 報告件数 (H22)	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					合計(延べ数)			
		四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		有機りん化合物		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.5	5	6	5	5	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	6	6	6	7	8	8	6	3	3	3	4	3	138
電気業 (33)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	63
ガス業 (34)	4	0.8	3	4	3	3	2	3	3	3	3	3	3	4	3	3	4	3	3	3	4	4	4	3	1	1	1	1	1	73
水道業 (36)	1	0.2																	1	1										2
H 運輸業、郵便業	11	2.1	5	5	6	6	5	6	5	6	5	6	9	6	8	6	6	4	5	8	8	7	5				3		130	
鉄道業 (42)	4	0.8	3	3	4	4	3	4	3	4	3	4	4	3	4	3	4	2	3	4	3	4	3				1		73	
道路旅客運送業 (43)	2	0.4											2	1	2	1				2	1									9
道路貨物運送業 (44)	3	0.6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				2		45	
倉庫業 (47)	2	0.4																			2	1								3
I 卸売・小売業	11	2.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	2	3	2	2	1	1	8	2	2	2	1	1	1	1	1	1	48
その他の卸売業 (55)	2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
各種商品小売業 (56)	1	0.2												1																1
織物・衣服・身の回り品小売業 (57)	1	0.2																		1										1
飲料品小売業 (58)	1	0.2												1	1	1	1			1	1		1							7
その他の小売業 (60)	6	1.2											6							6										12
K 不動産業、物品賃貸業	6	1.2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	4	3	4		3	6	3	3	3	1	1	1	2	1	72	
不動産取引業 (68)	2	0.4													1	1				2										4
不動産賃貸業・管理業 (69)	4	0.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3		3	4	3	3	3	1	1	1	2	1	68	
L 学術研究、専門・技術サービス業	20	3.8	10	8	11	11	8	9	10	7	7	11	12	14	18	15	16	4	11	13	13	11	11	7	7	7	9	9	269	
学術・開発研究機関 (71)	16	3.1	8	6	8	8	6	7	8	5	5	8	10	10	14	11	12	3	8	10	10	8	8	5	5	5	6	6	200	
広告業 (73)	1	0.2												1	1	1	1		1			1	1							7
技術サービス業(他に分類されないもの) (74)	3	0.6	2	2	3	3	2	2	2	2	2	3	2	3	3	3	3	1	2	3	3	2	2	2	2	2	3	3	62	
M 宿泊業、飲食サービス業	2	0.4			1	1			1							1				1	1	1	1							9
宿泊業 (75)	1	0.2													1					1	1	1	1							5
飲食店 (76)	1	0.2			1	1			1				1																	4
N 生活関連サービス業、娯楽業	16	3.1	2	2	15	15	2	3	16	3	2	15	2	2	2	2	2	1	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	107
洗濯・理容・美容・浴場業 (78)	15	2.9	1	1	14	14	1	2	15	2	1	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	82
娯楽業 (80)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		25

(続き)

(複数回答有)

業種区分 (日本標準産業分類による大分類・中分類 の分類項目及び分類記号・分類番号)	調査結果 報告件数 (H22)		VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					合計 (延べ数)		
	件数	%	四塩化炭素	一・二 ジクロロエタン	一・一 ジクロロエチレン	シス 一・二 ジクロロエチレン	一・三 ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一 トリクロロエタン	一・一・二 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)		有機りん化合物	
O 教育、学習支援業	9	1.7	6	6	6	6	5	6	6	6	5	6	6	5	5	5	5	4	5	5	5	6	6	1	1	1	1	1	1	120
学校教育 (81)	5	1.0	3	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	4	4	4	4	3	4	4	4	4	5							71
その他の教育、学習支援業 (82)	4	0.8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	49	
P 医療、福祉	22	4.2	7	6	8	8	6	7	8	7	6	8	10	11	13	17	16	8	11	13	11	14	11	4	4	4	6	7	231	
医療業 (83)	17	3.3	6	5	7	7	5	5	7	6	5	7	8	8	10	12	13	8	8	10	9	12	9	3	3	3	5	4	185	
保健衛生 (84)	5	1.0	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	3	3	5	3		3	3	2	2	2	1	1	1	1	3	46	
Q 複合サービス事業	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	
協同組合 (他に分類されないもの) (87)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	
R サービス業	11	2.1	2	2	3	3	1	4	4	3	2	4	5	4	5	3	4	1	2	6	2	6	3	2	1	1	2	1	76	
廃棄物処理業 (88)	6	1.2	1	1	2	2	1	2	3	2	1	3	2	3	3	3	3	1	2	3	1	3	3	2	1	1	2	1	52	
自動車整備業 (89)	1	0.2	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		1				1	1									13	
機械等修理業(別掲を除く) (90)	1	0.2						1				1	1	1		1			1		1								7	
その他の事業サービス業 (92)	2	0.4																			2								2	
その他のサービス業 (95)	1	0.2										1							1										2	
S 公務 (他に分類されるものを除く)	29	5.6	6	6	8	8	6	6	8	6	6	8	9	12	15	16	16	11	13	19	15	16	13	4	4	5	5	6	247	
国家公務 (97)	7	1.3	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	4	5	5	5	4	4	7	5	4	4				1	1	59	
地方公務 (98)	22	4.2	5	5	7	7	6	5	7	5	5	7	8	8	10	11	11	7	9	12	10	12	9	4	4	5	4	5	188	
T 分類不能の産業	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	
分類不能の産業 (99)	1	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26	
不明	175	33.7	68	66	80	80	58	75	69	66	62	81	84	74	97	87	74	34	67	125	96	102	81	33	33	33	57	36	1,818	
合計	520	100	161	156	222	221	134	190	191	176	144	228	216	184	270	245	202	97	164	314	220	291	229	73	72	76	127	85	4,688	

業種区分は日本標準産業分類(平成19年11月改定)を使用した。